

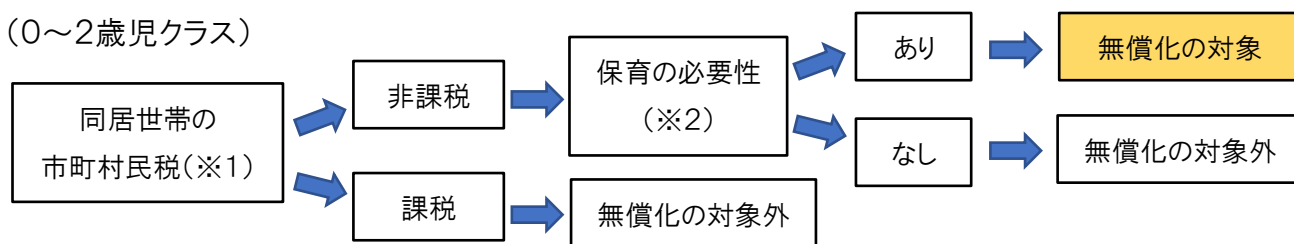
幼児教育・保育無償化に関する手続きについて

無償化の対象となるためには、予め「保育の必要性の認定」を受けるなどの事務手続きが必要となりますので、下記を参考にお手続きをお願いします。

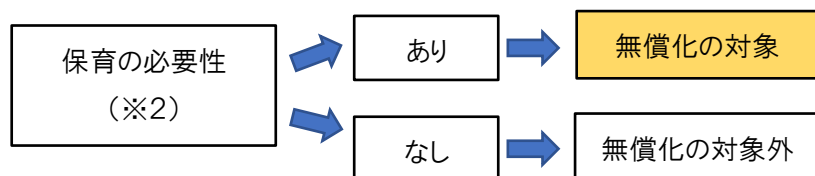
なお、対象施設につきましては、指導監督基準を満たす旨の証明書発行を受けた施設のみ対象（年度毎に更新）となります。対象施設の確認は施設へお問合せいただくか、岡崎市ホームページからご確認ください。

○無償化対象判断フロー

（0～2歳児クラス）



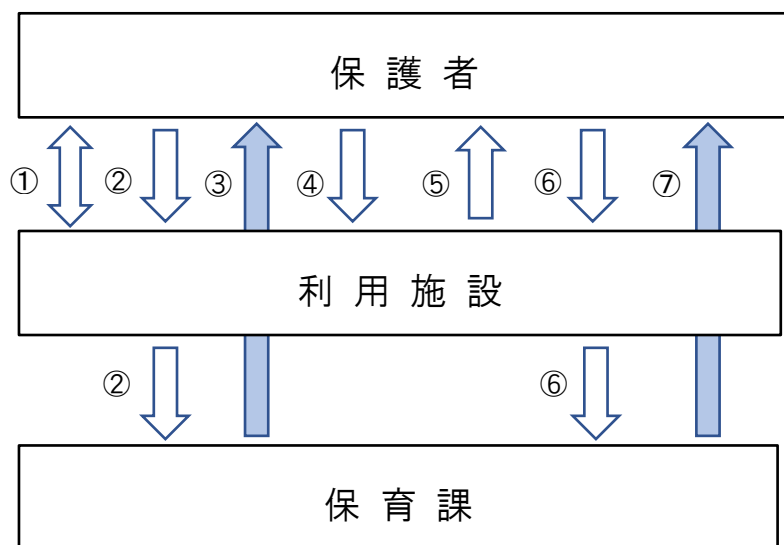
（3～5歳児クラス）



（※1） 8月以前に認定を受ける場合には前年度の課税、9月以降に認定を受ける場合は現年度課税を確認してください。

（※2） 2ページにある保育必要事由の有無により判断します。

○各手続きフロー



- ①利用契約
- ②施設等利用給付の認定申請
施設等利用給付の認定変更
- ③施設等利用給付認定
- ④施設の利用、利用料の支払い
- ⑤領収書、支援提供証明書の発行
- ⑥利用費の給付請求
- ⑦利用費の給付

施設等利用給付認定について

○保育が必要な事由について

保育が必要な事由、認定期間については、岡崎市ホームページをご確認ください。

<保育の必要性を証明する書類>

保育を必要とする事由		証 明 書 類
就 労	外勤	就労証明書(※)
	法人の代表者	就労証明書と直近の源泉徴収票の写し (設立から1年未満で源泉徴収票がない場合は法人の設立届出書の写し)
	個人事業主	就労証明書と直近の確定申告書第1表第2表の写し (届出後1年未満で確定申告をしていない場合は開業届の写し)
	専従者	就労証明書と事業主の直近の確定申告書第1表第2表の写し (届出後1年未満で確定申告書に記載がない場合、青色事業専従者給与に関する届出書の写し)
	親族の事業に従事	就労証明書と直近の給与明細の写し(事業所名の記入があるもの)
	内職	就労証明書と直近3か月分の給与明細の写し
	農業	就労証明書と直近の確定申告書第1表第2表の写し (届出後1年未満で確定申告をしていない場合は開業届の写し)
産前産後		就労外申立書 (提出の際、母子健康手帳又は出産(予定)証明書の提示が必要です。)
保護者の疾病・障がい		就労外申立書と医師等の作成した、家庭での保育ができない旨の書かれた診断書等 (内容によっては認定基準に合わず、認定できない場合があります。)
同居親族等の介護・看護		就労外申立書と医師等の作成した、常時介護・看護が必要な旨の書かれた診断書等 (内容によっては認定基準に合わず、認定できない場合があります。)
就学		就労外申立書と在学証明書とカリキュラム等
保護者の育児休業		就労証明書、もしくは会社が発行した育児休業の通知の写し
災害復旧		就労外申立書と罹災(りさい)証明書
求職活動		求職活動申立書

※ 証明書類の様式は岡崎市ホームページでダウンロードが可能です。

<岡崎市ホームページ>



①保育が必要な事由・
認定期間について



②保育の必要性を
証明する書類について

○認定申請手続きについて

以下の書類をご準備いただき、岡崎市役所保育課(または利用施設)へご提出ください。

- (1) 子育てのための施設等利用給付認定(変更)申請書
(2) 各種証明書类等 (P2参照)

※各種証明書类等は、証明日が申請日の2か月前以降のものが有効です。

※認定開始日は、申請日以降の日付となります。

(申請日より遡って認定することはできません。必ず利用開始日前に認定申請が必要です。)

※認定期間が終了した場合、それ以降の利用費の給付を受けることはできません。

※保育の必要な事由の変更・喪失、認定期間の変更の際は、変更申請をしてください。

※年に一度(10月頃)保育の必要性の継続確認のため、現況調査を行います。

○利用施設について

保育所等の施設を併用する場合、組み合わせによって無償化の対象とならない場合があります。複数施設を利用予定のかたはご注意ください。

併用施設	無償化の可否	
認可保育所 こども園	×	認可保育所・認定こども園(2・3号)を利用されている方は、認可外保育施設の利用料については <u>無償化の対象となりません</u> 。 (利用する場合の利用料は自己負担となります。)
企業主導型保育施設	×	企業主導型保育施設を利用されている方は、認可外保育施設の利用料については <u>無償化の対象となりません</u> 。 (利用する場合の利用料は自己負担となります。)
私立幼稚園	△	一部の私立幼稚園を利用されている方は、認可外保育施設の利用料についても <u>無償化の対象となる場合があります</u> 。 詳細は保育課へお問合せください。(※)
別の認可外保育施設	○	認可外保育施設の利用料が <u>無償化の対象となります</u> 。 認可外保育施設の他に一時預かり保育事業、病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業の利用料も無償化の対象となります。 詳細は保育課へお問合せください。(※)

※ 施設等利用給付(無償化)の支給上限額は、複数の施設を利用した場合も変更はありません。

年齢ごとの支給上限額については、「利用費給付の流れについて」(P4)をご確認ください

○利用費給付の流れについて

<支給額>

- (1) 月額利用料のうち**上限 40,300 円**(3～5歳児クラスに在籍の児童)
 - (2) 月額利用料のうち**上限 45,700 円**(0～2歳児クラスに在籍の非課税世帯の児童)
- ※通園送迎費、食材費、行事費などは無償化の対象とはなりません。
- ※幼稚園・認定こども園(教育時間)と同時利用する場合、給付費の上限額は 12,300 円(0～ 2歳児クラスは 17,700 円)となります。

<給付請求>

年4回の提出期限までに「**施設等利用費請求書**」に「**特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼支援提供証明書**」を添付して、岡崎市役所保育課へ提出してください。

<提出期限>

- 提出期限①・・・**2月10日まで** 提出期限②・・・**5月10日まで**
提出期限③・・・**8月10日まで** 提出期限④・・・**11月10日まで**

※提出期限が市役所閉庁日(土・日・祝)の場合、直前の市役所開庁日が提出期限となります。

※提出期限から2か月以内を目途に指定された金融機関の口座へ給付費を入金いたします。

※1か月ごとの利用費の領収書兼支援提供証明書が必要となりますので、大切に保管してください。

※請求書の請求金額を訂正することはできません。

※上限額の範囲において、他の施設でのサービスも併用可能です。請求の際は、1枚の請求書に利用しているすべての施設の領収書兼支援提供証明書を添付してください。

※利用月から数えて2年間は請求が可能です。

○世帯課税情報について(0～2歳児クラスのみ対象)

認定申請時に保護者及び同居する祖父母の書類を以下のとおり提出してください。

- (1) 認定希望日の前年(認定希望日が9月～12月は当年)の1月1日以前から岡崎市に住民登録がある方

→書類の提出は不要です。

- (2) 認定希望日の前年(認定希望日が9月～12月は当年)の1月2日以降に岡崎市に転入された方

<認定希望日の前年(認定希望日が9月～12月は当年)1月1日現在の住所が国内の方>
当年度の市民税の所得割額が分かる書類を提出

例1)市町村民税課税証明書(※控除内容の記載があるもの)

例2)市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書

<認定希望日の前年(認定希望日が9月～12月は当年)1月1日現在の住所が国外の方>
自己申告書(様式は市役所保育課でお渡しいたします。)

※ 課税年度更新(9月)の際に、非課税世帯でなくなっていた場合、認定は取り消しとなります。

○申請内容変更の手続き

次の事項に該当する場合等は、速やかに届出をしてください。（施設利用費の給付に係ることについては書類を提出された翌月からの変更となります。届出のない場合、施設利用費を遡って給付することはできません。ただし、無償化の対象から外れる場合の手続きがなされていなかった場合は、給付済の施設等利用費の返還を求める場合があります。）

<「子育てのための施設等利用給付認定変更申請書兼変更届」の提出が必要な変更>

- (1) 市内で転居した場合
- (2) 家庭状況に変更があった場合（出産・死亡・結婚・離婚等）
- (3) 修正申告等により非課税世帯でなくなり、無償化の対象から外れる場合（0～2歳児クラスのみ）
- (4) 認定期間中に保育を必要とする理由が変更になった場合
- (5) 認定期間中に退職などの理由で保育の必要性を喪失した場合
- (6) 認定期間中に施設を退所又は他施設を利用開始した場合
- (7) 認可保育所や企業主導型保育所を利用し、新たに保育を必要とする認定を受ける場合
- (8) 認定期間を満了したが、引続き保育を必要とする理由を有する場合

※各種証明書類等(P2)を合わせて提出してください。

<「子育てのための施設等利用給付認定変更申請書兼変更届」の提出が不要な変更>

- (1) 市外へ転出した場合 → 転出した旨を利用施設及び保育課にお知らせください。
※利用料の給付を引き続き希望する場合、転出先の市町村で新たに保育認定を受ける必要があります。
- (2) 就労先を変更した場合 → 月 60 時間以上の就労であれば変更申請は不要です。

<岡崎市ホームページ: 幼児教育・保育の無償化について>

ホーム≫暮らし≫子育て・教育≫保育園・認定こども園・幼稚園・認可外保育施設
≫幼児教育・保育の無償化について



お問合せ先: 岡崎市役所保育課

認定申請手続きについて: 管理係(0564-23-6144)

利用給付費請求について: 保育施策係(0564-23-6175)